

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

令和 5 年 3 月

農林水産省大臣官房新事業食品産業部商品取引グループ

経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室

1. 改正の趣旨

金融のデジタル化などに対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 6 月 10 日に公布され、海外における電子的支払手段（いわゆるステーブルコイン¹）の発行・流通が増加したことを背景に、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）に電子決済手段等取引業者等が新たに定義されたことに伴い、商品先物取引法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「規則」という。）について、所要の改正が必要となる。

2. 現行制度の概要

商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。）においては、商品デリバティブ取引に関する知識・経験・財産を有するプロの投資家について過剰な規制によるコスト負担が生じないように、プロ・アマを区分し、規制の柔構造化を導入している。こうした規制の在り方は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）を倣ったものである。

法第 197 条の 6 第 1 項は、同法第 2 条第 25 項に規定する特定委託者（商品先物取引業者等）以外の顧客である個人が、一定の要件に該当した場合、特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる旨を規定している。

具体的な要件については、規則第 90 条の 11 に規定されており、当該規定は、金商法第 34 条の 4 並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業府令」という。）第 61 条及び第 62 条を倣ったものである。

3. 改正内容

- （1）資金決済法に電子決済手段等取引業者等が新たに定義されたことに伴い、金商業府令第 62 条第 1 項第 1 号ロの「申出者の資産」として、「電子決済手段等取

¹ 特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散型台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているもの。

引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第●号）第四十三条各号に掲げるもの」が追加されることから、規則第 90 条の 11 第 4 号口の「申出者の資産」として同様に加えることとする。なお、「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第四十三条各号に掲げるもの」とは、外国通貨で表示される電子決済手段等をいう。

規定の位置については、改正後の金商業府令に倣い「不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利」の後とする。

（２）協同組合による金融事業に関する法律（昭和 24 年法律第 183 号）及び信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）において、「電子決済手段等取引業者」に関する規定の第 2 項が改正法により加えられることから、規則中第 90 条の 11 第 4 号口（４）の当該条項を引用している箇所について「第一項」を加える。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和 5 年 5 月下旬 公布
- ・ 令和 5 年 6 月上旬 施行